

北部九州・古着地域循環推進協議会設立趣意

古着は、廃棄物処理法において「専ら再生利用の目的となる廃棄物」として定義され、廃棄物の収集運搬に関する許可を不要とする特例制度が適用されている。これは、古紙やくず鉄と同様に、古着は従前から通常再生利用され、有用物として取引される市場が形成されてきた歴史的な経緯によるものであるが、近年、市中で古繊維業者の回収の声を聞くこともほぼなくなっている。

古着の回収・有効利用の状況は、事業所から排出されるユニフォーム等については、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の広域認定制度を活用した全国的なリサイクルシステムが構築されている。

一方で、市民が排出する古着は、市町村による行政回収や地域団体等による集団資源回収、リサイクルショップやフリーマーケットでのリユース、NPOによる開発途上国への支援、販売店での下取回収等、様々な主体による多様な取組みが行われているものの、個々の取組みに留まり、3Rの推進を俯瞰した連携・協働した取組みには至っていない。

回収された古着の多くは、東南アジアを主体とした輸出への依存度が高いため、海外の市況変動に大きく左右される不安的な需要構造下に置かれており、また、工業用ウェス原料等に利用する場合、古着の素材の多様性・複合度の高さから、再利用できる古着に素材等の制約条件があることから、回収した一定量は廃棄物として処理されるケースも多い。

また、今後の世界的な資源制約の中で、国内資源確保の視点からの取組みも必要となる。

市民にとって古着は、これまで愛着をもって身につけていたものであり、また、遺品等の場合は、ごみとして捨てることに心理的な抵抗・罪悪感を抱くことも想像にかたくない。

リサイクルショップやフリーマーケットは、古着の有効利用にとって有益な取組みであるが、持込む場合の運搬手段確保や手間、市民の感情もさまざまであり、幅広く市民の活用を図るためには、ライフスタイルの転換を促すことが重要となる。

今回、取組みを開始する古着の循環システムは、市民の選択の多様化と利便性の確保、2Rを重視したライフスタイルへの転換、海外市況変動に左右されない安定した、地域特性を活かした質の高い地域循環圏を確立することにより、廃棄物の減量・資源化の推進、低炭素社会の実現を図り、環境と経済が両立したグリーン成長を目指す取組みとして推進していく。

そのため、多様な関係者の積極的な参画を求め、理念を共有した協働と連携を進めることにより、古着の地域循環システムを実現するために、本協議会を設立する。

平成26年7月11日

株式会社エヌ・シー・エス

北九州市